

熊本県公報

第 1 0 8 5 9 号
平成 14 年 7 月 10 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示		
家畜伝染病に係る届出	(畜産課)	1
指定居宅サービス事業所の指定	(高齢保健福祉課)	1
道路の区域変更	(道路維持課)	2
〃	(〃)	2
道路の供用開始	(〃)	3
〃	(〃)	3
〃	(〃)	4
指定居宅サービス事業所の指定	(高齢保健福祉課)	4
〃	(〃)	4
熊本県勤労者生活金融融資制度要項の一部を改正する要項	(労働雇用課)	4
熊本県介護休業・育児休業者生活資金貸付制度要項の一部を改正する要項	(〃)	4
臨時種畜検査の実施	(畜産課)	5
あらたに生じた土地の確認及びこれに係る字の区域の決定	(市町村総室)	5
公 告		
県政に係る意見提出手続(県政パブリック・コメント手続)の実施	(道路建設課)	5
肥料登録更新	(経営技術課)	6
〃	(〃)	6
肥料登録事項届出	(〃)	7
地籍調査成果の認証	(農村整備課)	7
換地処分の通知	(農地建設課)	8
登 載 依 頼		
菊池川(菰入りぜき)における水産動植物の採捕禁止区域の設定	(内水面漁場管理委員会)	8
菊池川(白石ぜき)における水産動植物の採捕禁止区域の設定	(〃)	8
菊池川水系(岩野川)における竿釣り以外の漁法での採捕禁止区域の設定	(〃)	9
菊池川水系(鴨川)における竿釣り以外の漁法での採捕禁止区域の設定	(〃)	9
熊本県内水面漁場管理委員会指示第 5 号の廃止	(〃)	9
熊本県内水面漁場管理委員会指示第 7 号の廃止	(〃)	9
熊本県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	(人事委員会)	9
熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	(〃)	10

告 示

熊本県告示第 540 号

家畜伝染病予防法(昭和 26 年法律第 166 号)第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり家畜伝染病に係る届出があったので、同条第 4 項の規定により、公示する。

平成 14 年 7 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

病名	区分	発 生 年 月 日	発 生 場 所	発生頭数	適 用
ヨーネ病	患畜	平成 14 年 6 月 26 日	下益城郡富合町	2 戸 2 頭	乳用牛

熊本県告示第 541 号

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 14 年 7 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護事業所 スワン株式会社 熊本市新外一丁目 5 番 50 号	スワン株式会社	平成 14 年 7 月 1 日

【訪問看護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
訪問看護ステーション スワン株式会社 熊本市新外一丁目 5 番 50 号	スワン株式会社	平成 14 年 7 月 1 日

熊本県告示第 542 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 14 年 7 月 10 日から 60 日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 14 年 7 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	熊本大津線	熊本市清水新地五丁目 同 所 1861 番 4 地先から 1911 番 2 地先まで	前	7.0 ~ 10.0	53.0	2 4 条 工 事
			後	7.0 ~ 16.0	53.0	

2 区域変更する期日 平成 14 年 7 月 10 日

熊本県告示第 543 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 14 年 7 月 10 日から 60 日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 14 年 7 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	黒木鹿北線	鹿本郡鹿北町大字岩野字原ノ前 同 所 同 字 2543 番 4 地先から 2553 番 1 地先まで	前	13.6 ~ 16.2	42.0	単 防 災
			後	14.7 ~ 61.0	42.0	
"	菊池鹿北線	鹿本郡鹿北町大字岩野字宮迫 同 所 同 字 628 番 1 地先から 216 番 5 地先まで	前	9.3 ~ 18.5	45.0	"
			後	18.5 ~ 27.2	45.0	

主要 地方 道	菊池鹿北線	鹿本郡鹿北町大字椎持字柳瀬	前	9.0 ~ 17.8	53.0	単 防 災
		同 所 同 字 880 番 5 地先から 879 番 1 地先まで	後	9.0 ~ 21.7	53.0	
"	"	鹿本郡鹿北町大字多久字君ヶ平	前	11.0 ~ 30.3	309.0	緊 道 整 (交 安)
		同 所 大 字 椎 持 字 樺 木 1276 番 3 地先から 1697 番 1 地先まで	後	13.2 ~ 41.8	309.0	
"	"	鹿本郡鹿北町大字椎持字市木	前	7.9 ~ 14.0	1,032.0	"
		同 所 1396 番 1 地先から 字 落 神 1258 番 4 地先まで	後	10.6 ~ 61.0	1,032.0	

2 区域変更する期日 平成 14 年 7 月 10 日

熊本県告示第 544 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 14 年 7 月 10 日から 60 日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 14 年 7 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	鹿本松尾線	鹿本郡鹿本町大字庄字寺田 1146 番 地先から 鹿本郡菊鹿町大字木野字深町 2643 番 地先まで	90.0	緊 道 整

2 供用開始する期日 平成 14 年 7 月 10 日

熊本県告示第 545 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 14 年 7 月 10 日から 60 日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 14 年 7 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般国道	3 2 5 号	鹿本郡鹿本町大字梶屋字上北田 970 番 1 地先から 同 所 字 中 川 原 1262 番 1 地先まで	240.0	国 道 改

2 供用開始する期日 平成 14 年 7 月 10 日

熊本県告示第 546 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 14 年 7 月 10 日から 60 日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 14 年 7 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	熊本大津線	熊本市清水新地五丁目 1861 番 4 地先から 同 所 1911 番 2 地先まで	53.0	2 4 条 工 事

2 供用開始する期日 平成 14 年 7 月 10 日

熊本県告示第 547 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 14 年 7 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事 業 者 名	指 定 年 月 日
指定南阿蘇訪問介護事業所 阿蘇郡高森町野尻 1885 番地	南阿蘇訪問介護事業企業組合	平成 14 年 7 月 1 日

熊本県告示第 548 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 14 年 7 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事 業 者 名	指 定 年 月 日
有限会社エンゼル介護センター 熊本市龍田陣内四丁目 9-16	有限会社 エンゼル介護センター	平成 14 年 7 月 2 日

熊本県告示第 549 号

熊本県勤労者生活資金融資制度要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成 14 年 7 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県勤労者生活資金融資制度要項の一部を改正する要項
熊本県勤労者生活資金融資制度要項（昭和 59 年熊本県告示第 331 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 号ア中「2.6%」を「2.2%」に改め、同号イ中「1.1%」を「0.7%」に改める。

附 則

- この要項は、告示の日から施行する。
- 改正後の第 6 条第 3 号の規定は、この要項の施行の日以後の融資に係る融資利率について適用し、同日前の融資に係る融資利率については、なお従前の例による。

熊本県告示第 550 号

熊本県介護休業・育児休業者生活資金貸付制度要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成 14 年 7 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県介護休業・育児休業者生活資金貸付制度要項の一部を改正する要項
熊本県介護休業・育児休業者生活資金貸付制度要項（平成 6 年熊本県告示第 380 号）の
一部を次のように改正する。

第 8 条第 3 号中「1.9%」を「1.7%」に改める。

附 則

- 1 この要項は、告示の日から施行する。
- 2 改正後の第 8 条第 3 号の規定は、この要項の施行の日以後の貸付けに係る貸付利率について適用し、同日前の貸付けに係る貸付利率については、なお従前の例による。

熊本県告示第 551 号

家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 4 条第 1 項第 2 号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施する。

平成 14 年 7 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 実施の目的
優良な種畜を確保し、家畜の改良増殖を促進するため
- 2 検査対象
家畜改良増殖法第 4 条第 1 項第 2 号に規定する牛の雄
- 3 検査の期日及び場所

期 日	場 所
平成 14 年 8 月 9 日 午前 10 時から	農業研究センター（菊池郡合志町大字栄 3801）

熊本県告示第 552 号

公有水面の埋立てによりあらたに土地を生じたため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により確認し、これに係る字の区域を同法第 260 条第 1 項の規定により、次のとおり決定した旨有明町長から届出があった。

平成 14 年 7 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

あらたに生じた土地	編入する字
天草郡有明町大字赤崎字肥前 358 の 4 地先公有水面埋立地 106.01 平方メートル	有明町大字赤崎字肥前

公 告

熊本県公告第 560 号

県政に係る意見提出手続（県政パブリック・コメント手続）実施要綱第 3 の規定により、熊本県の道路整備に関する中長期計画（素案）について、意見を募集する。

平成 14 年 7 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 意見募集の対象
熊本県の道路整備に関する中長期計画（素案）
- 2 意見募集の期間
 - （1）電子メール及びファックスの場合は、平成 14 年 7 月 3 日（水）から平成 14 年 7 月 31 日（水）午後 5 時 15 分まで
 - （2）郵送の場合は、平成 14 年 7 月 31 日（水）まで（必着）
- 3 計画（素案）の掲載場所
 - （1）県庁ホームページ（<http://www.pref.kumamoto.jp>）
ア 「熊本県ホームページ」の「ご意見募集」のコーナーをクリックし、「県政に係る意見提出手続」を再度クリックすること。
イ 「県政に係る意見提出手続」コーナーの「案件名」欄の「熊本県の道路整備に関する中長期計画（素案）」をクリックすること。
 - （2）熊本県土木部道路建設課（行政棟本館 11 階）
 - （3）各地域振興局振興調整室及び土木部（県内 10 か所）並びに熊本土木事務所
 - （4）熊本県情報プラザ（行政棟新館 1 階）
- 4 意見の提出方法
意見については、住所、氏名（団体としての意見であれば団体名）、電話番号等を記